

## 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団情報公開要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、出資法人の情報公開の推進に関する要綱（平成12年倉敷市告示第457号）の趣旨に基づき、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団（以下「事業団」という。）において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文書 事業団の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他情報が記録された媒体であつて、役職員が組織的に用いるものとして、事業団が保有しているものをいう。ただし、次のものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(2) 開示 事業団がこの要綱の定めるところにより、文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

### (事業団の責務)

第3条 事業団は、文書の開示と併せて情報を求めるものが必要とする情報を積極的に提供するよう努めるとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第4条 この要綱の定めるところにより文書の開示の申出（以下「開示申出」という。）をしようとするものは、要綱の趣旨にかんがみ適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

### (開示の申出ができるもの)

第5条 次に掲げるものは、事業団に対して文書の開示を申し出ることができる。

(1) 倉敷市内に住所を有する者

(2) 倉敷市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (3) 倉敷市内にある事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 倉敷市内にある学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業団が行う事務事業に利害関係を有するもの

(開示の申出方法)

第6条 文書の開示申出は、事業団に対して、所定の開示申出書を提出して行うものとする。

- 2 事業団は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をしたもの（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わないときは、当該開示申出に応じないことができる。

(文書の開示義務)

第7条 事業団は、開示申出があった場合は、開示申出に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示申出者に対し、当該文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって、公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体（倉敷市及び事業団を除く。以下「法人等」という。）に関する情報

又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報を除く。

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報
- (5) 事業団と国、地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて事業団が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、事業団と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
- (6) 事業団の内部又は事業団と国等との内部における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 事業団が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、事業団の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

第8条 事業団は、開示申出に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(文書の存否に関する情報)

第9条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、事業団は、当該文書の存否を明

らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第10条 事業団は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 事業団は、開示申出に係る文書の全部を開示しないとき（第9条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第11条 前条に規定する決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算し15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示申出があった日から起算して45日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、事業団は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第12条 事業団は、開示申出に係る文書に事業団及び開示申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の方法)

第13条 文書の開示は、事業団があらかじめ指定する日時及び場所において行う。

2 事業団は、開示申出に係る文書を開示することにより当該文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるとき及び第8条本文の規定により部分開示を行うときは、当該文書を複写したものを閲覧させ、又は複写したものの写しを交付することができる。

3 開示の方法については、別に定めるところにより行うものとする。

(費用負担)

第14条 文書の閲覧に係る費用は、無料とする。

2 文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければ

ばならない。

(異議の申出)

第15条 開示申出者は、開示決定等について不服があるときは、事業団に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行ななければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、事業団は、当該異議申出の対象となった開示決定等について再度の検討を行った上で、書面により当該異議申出をした者に回答しなければならない。この場合において、回答に当たっては、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。

(他の制度との調整)

第16条 文書の閲覧若しくは縦覧又は文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手續が別に定められている場合における当該文書の開示については、その定めるところによる。

(文書の管理)

第17条 事業団は、この要綱の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

(実施状況の報告)

第18条 事業団は、この要綱の規定による文書の開示の実施状況について、毎年度市長に報告するものとする。

(委任)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に作成し、又は取得した文書について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。